

点検結果表（規制の事前評価）

政策の名称	保険業法の適用除外に係る規制の見直し	府省名	金融庁
根拠となる法令	<input type="checkbox"/> 法律 <input checked="" type="checkbox"/> 政令 <input type="checkbox"/> 府省令 <input type="checkbox"/> 告示 <input type="checkbox"/> その他		
	保険業法施行令		
規制の区分	<input type="checkbox"/> 新設等 <input checked="" type="checkbox"/> 緩和 <input type="checkbox"/> 廃止		

点検項目	評価の実施状況	課題
規制の目的、内容及び必要性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	①
費用の分析		
その他の社会的費用	<input type="checkbox"/> 金銭価値化 <input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 負担なし <input type="checkbox"/> 分析なし	②
費用と便益の関係の分析	<input type="checkbox"/> 費用便益分析 <input type="checkbox"/> 費用効果分析 <input type="checkbox"/> 費用分析 <input checked="" type="checkbox"/> 定性的な分析 <input type="checkbox"/> 分析なし	③

【課題の説明】

① 規制の目的、内容及び必要性

規制の必要性について、「複数の任命権者により任用された組合員が構成する団体であっても、一の都道府県の区域内に所在する（一の地方公務員共済組合の組合員が構成する）団体には、構成員相互に、密接な関係等が認められるものもあることから」「保険業の定義から除外されるものの範囲を見直す必要がある」としているが、他にも共済事業を行う特例民法法人が存在する中で、特に、一の都道府県の区域内に所在する一の地方公務員共済組合の組合員が構成する団体について、「構成員相互に密接な関係等が認められる」と判断した根拠について、評価書における説明が不十分である（本項目については、金融庁から別紙のとおり補足説明がなされた）。

② その他の社会的費用

その他の社会的費用について、「特段の費用は発生しない」としているが、「団体の構成員相互に密接な関係」が認められない団体については、社会的費用が発生するおそれがあると考えられるところ、一の都道府県の区域内に所在する、一の地方公務員共済組合の組合員が構成する団体全てについて、構成員相互に密接な関係等が認められるかについて、評価書における説明が不十分である（本項目については、金融庁から別紙のとおり補足説明がなされた）。

③ 費用と便益の関係の分析

費用と便益の関係の分析について、「任命権者毎に団体を分割するための負担を負うことなく、・・・事業運営を行うことができるという便益が発生することから、本案による改正は適当」と記載しているが、社会的費用が発生しない根拠について評価書における説明が不十分であるため、この点を踏まえて本件規制の緩和によって得られる便益が費用を正当化できるかどうかを適切に明示する必要がある。

【点検結果表の別紙】

《金融庁の補足説明》

① 規制の目的、内容及び必要性、② その他の社会的費用

「一の地方公務員共済組合の組合員が構成する団体」については、「同一の任命権者により任用された組合員が構成するもの」であることを要件として保険業法の適用除外としている（保険業法施行令第1条の3第4号）。この要件は、任命権者がそれぞれ異なる都道府県ごとに設置されていることを踏まえたものであるが、実態として同一の任命権者により任用されておらずとも、構成員相互間に密接な関係等が認められるものが存在するため、その要件の見直しをしたもの。